論　説

会社法上の組織変更の現状と課題について

受　川　環　大

第１節　はじめに
第２節　組織変更の意義・許容範囲及び利用状況等
第３節　組織変更の手続等と問題点
第４節　むすびに代えて

第１節　はじめに

2005（平成17）年制定の会社法においては、株式会社から持分会社への組織変更および持分会社から株式会社への組織変更が認められている（会社法２条26号）。会社法制定前において、筆者は、人的会社（合名会社・合資会社）から物的会社（株式会社・有限会社）への組織変更の立法化および組織変更の無効の訴えの明文化を主張していたが(1)、会社法は、これらの点を立法化するのみならず、株式会社から持分会社への組織変更をも法定している。会社法において、相互に類似した構造をもつ会社間の組織変更しか認めないとする類似主義が撤廃されて組織変更の許容範囲の拡大が図られたことは大いに評価できる。もっとも、組織変更の手続や規制については解釈上明確にしておくべき点があるのみならず、立法論として見直すべき点も存在する。本稿では、まず会社法における組織変更の意義・許容範囲および組織変更の各類型の利用状況等を確認する。次に、組織変更の類型ごとに手続等を確認し、その解釈運用上および立法論上の問題点について検討する。

---

(1) 拙稿「人的会社から物的会社への組織変更－その立法論的考察」国士舘法学35号１頁以下（2003年）。

第２節　組織変更の意義・許容範囲及び利用状況等

１　総説

会社法の下で、組織変更とは、株式会社がその組織を変更することにより合名会社、合資会社または合同会社（以下「持分会社」と総称する。会社法575条１項）となること、および持分会社がその組織を変更して株式会社になることをいう、と定義されている（会社法２条26号）。この定義規定は、組織変更の実質的意義を規定しているというよりは、むしろ会社法上の組織変更が認められる会社の種類ないし範囲を示すものである。会社法においても、組織変更の実質的意義については、会社がその法人格の同一性を保ちながら法律上の組織を変更して他の種類の会社に変わることを意味するものと捉える旧商法および旧有限会社法の立場がなお妥当するであろう(2)。

旧商法上の合名会社・合資会社間の組織変更（旧商113条・163条）は、会社法の下では、定款変更による持分会社の種類の変更であると位置づけられており（会社法638条）、会社法上の組織変更には当たらないと解されている(3)。また、旧有限会社法上の株式会社・有限会社間の組織変更（旧有限64条・67条）は、旧有限会社法の廃止（会社法整備法１条３号）に伴って制度として廃止された。旧有限会社は株式会社に統合されて特例有限会社として存続するものとされた（同法２条１項・３条２項）ところ、特例有限会社が通常の株式会社へ移行することは、組織変更ではなく、定款変更による商号変更として位置づけられている(4)（同法45条・46条）。

以上のように、定款変更による持分会社の種類変更や特例有限会社の商号変更は、会社法の組織変更に関する定義規定には該当しない。しかし、これらの

---

(2) 江頭憲治郎『株式会社法［第４版］』892頁（有斐閣、2011年）、森本滋編『会社法コンメンタール17』48頁［遠藤美光］（有斐閣、2010年）。

(3) 江頭・前掲（注２）893頁、遠藤・前掲（注２）51頁、神田秀樹『会社法［第15版］』293頁・311頁等（弘文堂、2013年）。商業登記の実務においても、持分会社が別の種類の持分会社になることは、「種類変更」として位置づけられている。法務省【登記統計　統計表】【商業・法人年報】の「用語の解説」参照。

(4) 江頭・前掲（注２）893頁、遠藤・前掲（注２）51頁。商業登記の実務においても、特例有限会社が株式会社に商号を変更する「商号変更」として位置付けられている。法務省・前掲（注３）「用語の解説」参照。

種類変更および商号変更の場合も、会社がその法人格の同一性を保ちながら法律上の組織を変更して他の種類の会社に変わるという実質的意義における組織変更の範疇には含まれる。また、これら種類変更等についても、会社法上の組織変更と同様の手続（定款変更、総社員の同意（特例有限会社から通常の株式会社への商号変更については株主総会の特別決議）、変更後の会社の設立登記および変更前の会社の解散登記）が要求されている。そこで、以下においては、これらの実質的意義における組織変更に該当する類型を広義の組織変更として捉え、狭義の組織変更である会社法上の組織変更と併せて検討する。

ところで、後述する各類型の組織変更の利用状況については、筆者が法務省の登記統計に基づき作成した**別表「組織変更等による各種会社の設立登記件数・解散登記件数」**（本稿末尾に掲載）を参照されたい。組織変更（広義の組織変更である種類変更・商号変更を含む。）は、実体法上において旧会社の解散および新会社の設立という２つの法律事実があることを意味するものではないが、会社の種類ごとに登記簿が管理されているため、登記技術上の便宜的理由から変更後の会社の設立登記および変更前の会社の解散登記を同時に行うことを要する(5)。別表は、法務省のホームページより入手できる【登記統計　統計表】【商業・法人年報（2006（平成18）年～2012（平成24）年）】に基づいて、「組織変更による各種会社の設立登記・解散登記」、「商号変更による株式会社の設立登記」、「特例有限会社の解散登記」、および「種類変更による会社の設立登記・解散登記」について、それぞれの登記件数を整理したものである。本店所在地における登記のみならず支店所在地における登記をする会社もあるが、別表には本店所在地における登記件数のみを記載した。なお、例えば持分会社から株式会社への組織変更であれば、持分会社の解散登記および株式会社の設立登記が同時に行われ、本来、両者の登記件数は同じになるところ、統計資料では、変更後の会社の設立登記件数と変更前の会社の解散登記件数が一致していない場合が少なくなく、その理由は不明であることをお断りしておく。ちなみに、国税庁が公表した2011（平成23）年度の税務統計によると、組織別の法人数は、株式会社（特例有限会社を含む。）2,483,247社（構成比

(5) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（1）』455頁［西島梅治］（有斐閣、1985年）、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（14）』493頁・517頁［西島梅治］（有斐閣、1990年）。

96.3%）、合名会社4,394社（0.2%）、合資会社22,099社（0.9%）、合同会社16,882社（0.7%）、その他の法人51,971社（2.0%）であった[(6)]。

2　株式会社・持分会社間の組織変更

（1）　立法理由

会社法の立案担当者によれば、株式会社・合同会社間の組織変更を認めた理由としては、設立当初は小規模であるため合同会社という会社類型を選択したとしても、その後の成長度合等の実情に応じて株式会社へ組織変更する需要があること、また株式会社から合同会社への組織変更についても、これを法的に妨げる理由はないこと、が挙げられている。これに対し、旧商法において認められていなかった合名会社・合資会社と株式会社との間の組織変更が認められた理由は、合名会社では一人会社の設立・存続が認められ（会社法575条１項・641条４号参照）、また合名・合資会社においても、法人が無限責任社員となることが認められたこと（会社法576条１項４号・598条１項参照）から、合名・合資会社の利用が多くなることが見込まれたことが挙げられている[(7)]。

（2）　利用状況と評価

会社法が施行された2006（平成18）年（５月１日施行）には、組織変更による株式会社の設立登記が2,308件にも達している。この年は、組織変更による特例有限会社の解散登記が1,700件に上ることから、旧有限会社法に基づき、旧有限会社から株式会社への狭義の組織変更が多数行われたものと推認される。また、同年以降、相当数の持分会社の解散登記を数えることができる（特に合資会社の解散登記は毎年、数百件を数える。）ことは、会社法によって新たに導入された持分会社から株式会社への組織変更について一定の需要があったことの証左といえるであろう。特に合名会社・合資会社から株式会社への組織変更については、筆者がその潜在的需要を指摘していたように、株主有限責任の恩典や企業承継上の便益を享受するために行われているものと推認される[(8)]。

---

(6) 国税庁「平成23年度　会社標本調査結果」「第４表　組織別・資本金階級別法人数」参照。

(7) 相澤哲編著『一問一答新・会社法［改訂版］』180頁（商事法務、2009年）。

(8) 拙稿「人的会社から物的会社への組織変更－ドイツ組織再編法の検討を中心と

ところで、会社法の施行以降、合同会社については、通常の設立方法による設立登記が着実に増加している[9]。合同会社では、株式会社におけると同様に、社員が有限責任の恩典を享受できる。他方、内部関係の組合的規律により社員の出資比率に比例しない利益・権限配分が可能であること[10]、業務執行の自由度が大きいこと（自己機関制、法人業務執行社員の許容等）、持分譲渡制限の自由度が認められること、決算公告の義務がなく、また資本金５億円以上の会社であっても会計監査人設置義務がないことなどが、株式会社との相違点として指摘されている[11]。その結果、合同会社は、株式会社よりも設立費用および設立後の維持費用が安く、また株式会社と比べて機動性の高い経営ができるといわれている[12]。それにもかかわらず、組織変更による合同会社の解散登記が一定数見受けられることは、機動的かつ弾力的な経営の実践のために設立された合同会社の中には、株式発行による資金調達の便宜や企業規模の拡大を求めて、株式会社へ組織変更するものが少なからず存在するからであろう。今後、合同会社から株式会社への組織変更が増加することを予想する見解も示されている[13]。

これに対して、株式会社から持分会社への組織変更の利用例は少ない。特に、合名会社・合資会社への組織変更は皆無に近いといってよいくらいである。ただ、組織変更による合同会社の設立登記は数十件を数えることができるから[14]、株式会社から合同会社への組織変更は若干利用されているといえよう。これは、おそらく上述した株式会社の規制よりも緩い合同会社の利点を求

して」国士舘法学33号５頁（2001年）。

(9) 法務省【登記統計　統計表】【商業・法人年報（2006（平成18）年～2012（平成24）年）】によれば、通常の設立方法による合同会社の設立件数は、平成18年は3,392件、19年は6,076件、20年は5,413件、21年は5,771件、22年は7,153件、23年は9,130件、24年は10,889件である。

(10) 宍戸善一「合名会社・合資会社・日本版 LLC」ジュリ1267号31頁（2004年）。

(11) 江頭・前掲（注２）５頁。

(12) 詳細については、棚橋元「新しい企業形態―合同会社・有限責任事業組合・投資事業有限責任組合」江頭憲治郎編『株式会社法大系』620－623頁（有斐閣、2013年）参照。

(13) 江頭・前掲（注２）893頁。

(14) 会社法制定当初は、大会社である子会社（株式会社）が合同会社への組織変更をなすことも相当数あると予想されていた。江頭・前掲（注２）897頁。

めたものであり、通常の設立方法による合同会社の設立登記の増加とも相俟って、簡易な有限責任の会社形態である合同会社への組織変更が行われているものと推察される。もっとも、会社法の制定に際して、参議院法務委員会は、会社法案に対する附帯決議として、「株式会社の計算等に係る規制を逃れるために株式会社から合同会社への組織変更等が顕在化した場合は、必要に応じ、その計算に関する制度の在り方について、見直しを検討すること」を明らかにしていたところ(15)、現時点ではそのような理由で株式会社から合同会社への組織変更が大量に行われることは見込まれていない(16)。

3　特例有限会社の持分会社への組織変更

（1）　立法理由

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「会社法整備法」という。）によれば、特例有限会社は、会社法上の株式会社として存続するものと位置付けられているが（会社法整備法２条１項・３条２項）、同法が規定する範囲において会社法の適用除外が認められている（同法18条・21条等参照）。しかし、会社法整備法には、特例有限会社について会社法の組織変更に関する規定の適用除外規定も設けられていないから（同法37条・38条参照）、特例有限会社にも会社法の組織変更に関する規定が直接適用され、特例有限会社は、通常の株式会社への移行手続（同法45条・46条）を経ることなく、直接的に持分会社へ組織変更することができるが、他方、持分会社が特例有限会社に組織変更することはできないと説明されている(17)。

特例有限会社から持分会社への組織変更について、通常の株式会社への移行手続および通常の株式会社から持分会社への組織変更という二重の手続を必要としないことは、上記の説明で明らかである。これに対して、持分会社から特例有限会社への組織変更が認められないことについて、会社法の立案担当者は何らその理由を示していない。会社法において、特例有限会社も株式会社の範

---

(15)「会社法案に対する附帯決議13」商事1736号43－44頁（2005年）。

(16) 長島・大野・常松法律事務所編『アドバンス新会社法［第３版］』658-659頁（商事法務、2010年）、森本滋編『会社法コンメンタール18』９頁［遠藤美光］（有斐閣、2010年）。

(17) 相澤哲ほか編著『論点解説新・会社法』650頁（商事法務、2006年）。

疇に属するのであるから、持分会社から特例有限会社への組織変更を否定する理論的な根拠は見出し難い。特例有限会社は、①商号を変更して通常の株式会社へ移行することもできるが（会社法整備法45条１項）、②従前どおり「有限会社」という文字を含む商号を用いて、旧有限会社法に近い規律の下にとどまることもできる（同法２条・３条）。①と②のいずれを選択するも自由であって、特例有限会社を通常の株式会社へ半強制的に移行させるという立法政策が採られているとは考えられない。とはいえ、持分会社から特例有限会社への組織変更を認めて、将来的に特例有限会社の数を維持・増加させる政策を採っていないことも明らかである。その意味では、長期的な視点に立ってみると、特例有限会社は、その将来の利用動向に応じて通常の株式会社へ完全に整理統合される可能性のある会社形態であり、あえて持分会社がそのような暫定的な会社形態に組織変更する方式について立法の手当てをする必要はないと、会社法の立案者が考えたのではないかとも推察される。

（２） 利用状況と評価

2006（平成18）年度の組織変更による特例有限会社の解散登記1,700件の中には、旧有限会社法に基づく旧有限会社から株式会社への組織変更のほかに、会社法上の特例有限会社から持分会社への組織変更も含まれるかもしれない。2007（平成19）年以降、組織変更による特例有限会社の解散登記を若干数えることができるので、特例有限会社から持分会社（おそらくは合同会社）への組織変更もわずかではあるが実施されていることが推認される。

４ 特例有限会社の通常の株式会社への商号変更

（１） 立法理由

特例有限会社は、定款を変更して、その商号を「株式会社」という文字を用いた商号に変更することによって、通常の株式会社へ移行できる（会社法整備法45条）。前述したように、会社法の立案者は、半強制的に通常の株式会社へ誘導するという政策を採っていない。旧有限会社制度を廃止し株式会社へ統合するに際し、会社法の施行時に約145万社も存在していた旧有限会社[18]を強制

（18）税務統計上、2005（平成17）年には旧有限会社は1454,078社（構成比56.3%）存在していた。国税庁「平成17年度　会社標本調査結果」「第４表　組織別・資本金階級別法人数」参照。

的に株式会社へ移行させることが実際上不可能であったことは容易に推察される。そこで、旧有限会社については、特例有限会社のまま留まるか、通常の株式会社へ移行するかの選択権を与えたのであろう。旧有限会社法に基づく旧有限会社から株式会社への組織変更（取締役等の純資産額塡補責任、反対社員の持分買取請求権、債権者異議手続等の規制が課されていた。旧有限67条・68条）におけるよりも簡易な手続（定款変更による商号変更および登記手続のみで足りる。）によって、特例有限会社が通常の株式会社へ移行する途を開いたものと理解できる。

（２） 利用状況と評価

特例有限会社が商号を変更して株式会社に移行するケースは、会社法が施行された2006（平成18）年に25,000件以上を数えた。その後、商号変更による通常の株式会社の設立登記は減ってきているが、2012（平成24）年においても4,673件を数える。特例有限会社は、会社法上は株式会社であり、何らの手当てをしなくともそのまま存続できる。しかし、かつて「株式会社」の名称に起因する社会的信用や企業規模の拡大を求める、旧有限会社から株式会社への組織変更の需要が非常に大きかった(19)のと同様に、「有限会社」の文字を含む商号を「株式会社」の文字を含む商号に変更して、真の意味での株式会社に変更する例が多いのであろう。その結果、今後も特例有限会社の実数は減少を続け、やがて真の意味での株式会社への整理統合へとつながることが予想される。

５ 持分会社間の定款変更による種類変更

（１） 立法理由

旧商法の下では、合名会社・合資会社間の組織変更も法律上の組織変更として規定されていた（旧商113条・163条）。これに対し、会社法においては、持分会社（合名・合資・合同会社）間の変更は、社員の入退社または責任の変更

(19) 酒巻俊雄博士は、中小企業が有限会社よりも株式会社の方を好むことの原因として、株式会社という商号のもつ社会的信用を重視する「中小企業の事大性と打算性」によること、ならびに有限会社法制の制度的欠陥が存することを指摘されていた。酒巻俊雄『閉鎖的会社の法理と立法』246頁（日本評論社、1973年）。

という定款の変更による持分会社の種類変更として位置付けられている（会社法638条）。狭義の組織変更から定款変更に法的構成を変えた理由として、会社法の立案担当者は、持分会社について、機関設計や社員の持分に関する規律等につき抜本的な変更を伴う株式会社との間の組織変更を認めるに当たり、概念の整理をする必要があったためであることを挙げる[20]。しかし、このような概念の整理に必然性があるとは思われない。持分会社間の変更を組織変更ではなく、定款変更による種類変更と整理したことによって、後述するように、会社の組織変更の無効の訴えの規定を直接適用することができないといった問題が生ずる。

（２） 利用状況と評価

定款変更による持分会社間の種類変更も一定数見られる。特に、社員が間接有限責任の恩典を享受することができる合同会社への種類変更が多いようである。株式会社への組織変更を行うには敷居が高いと考える合名・合資会社が、商号変更という簡易な手続で合同会社に種類変更する例があるようである。

第３節　組織変更の手続等と問題点

１　株式会社・持分会社間の組織変更

（１） 株式会社の持分会社への組織変更

ア　手続の概要

株式会社が持分会社へ組織変更する場合には、①組織変更をする株式会社は、法定事項を定めた組織変更計画を作成しなければならず（会社法743条・744条１項）、また②組織変更計画備置開始日から効力発生日までの間、組織変更計画の内容等を記載・記録した書面・電磁的記録を本店に備え置かなければならない（会社法775条）。③当該株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について総株主の同意を受けなければならない（会社法776条１項）。④当該株式会社は、登録株式質権者および登録新株予約権質権者への通知または公告を行わなければならない（同条２項・３項）。⑤新株予約権者には、新

(20) 相澤哲＝郡谷大輔「持分会社」相澤哲編著『新･会社法の解説（別冊商事法務295号）』166頁（商事法務、2006年）。

株予約権買取請求権が付与される（会社法777条・778条）。⑥当該株式会社は、債権者の異議手続を行わなければならない（会社法779条）。⑥株式会社の持分会社への組織変更は、組織変更計画で定めた効力発生日（会社法744条１項９号）に生ずるが（会社法745条）、会社は、その日から２週間以内に、本店の所在地において、組織変更前の株式会社については解散の登記をし、組織変更後の持分会社については設立の登記をしなければならない（会社法920条、商登76条－78条）。

イ　組織変更計画の内容

組織変更をする株式会社は、①変更後の持分会社（以下「組織変更後持分会社」という。）の種類、目的、商号および本店所在地、②各社員の氏名または名称および住所、責任の態様、出資の価額のほか、③前記①および②のほか、組織変更後持分会社の定款で定める事項、④株式に代わる金銭等を交付するときは所定の事項、⑤新株予約権を発行しているときは新株予約権に代わる金銭の額・算定方法等、⑥組織変更の効力発生日を、組織変更計画において定めなければならない（会社法744条１項）。組織変更をする株式会社は、効力発生日に、持分会社に必要な事項に係る定款の変更をしたものとみなされる（会社法745条２項）。

特に、上記④の「株式に代わる金銭等の交付についての所定の事項（会社法744条１項５号・６号）」については確認すべき点がある。第一に、株式等の金銭が交付される場合には、各株主に対して交付される持分や金銭の内容について、その有する株式数に応じて平等に定める必要があるかが問題となる。原則として、この場合にも株主平等原則（会社法109条１項）の適用があると解するが、総株主の同意があれば、株主間の平等を要求する必要はないと解するのが会社法の立案担当者の見解である[21]。

第二に、組織変更に際して従前の株主に持分会社の持分を付与することなく、株式に代わる金銭等のみを交付することによって、株主が組織変更後持分会社の社員とならないことが認められるかが問題となる。この点について、会社法においては、組織変更をする株式会社の株主は、効力発生日に、組織変更後持分会社の社員となると規定されていること（会社法745条３項）、ならびに

（21）相澤・前掲（注17）653頁、遠藤・前掲（注２）58頁。

株式に代わる金銭等については、「組織変更後持分会社の持分を除く」と規定されていること（会社法744条１項５号）からすると、従前の株主はすべて組織変更後持分会社の社員となり、株式に代わる持分会社の持分を有することになる（持分複数主義から持分単一主義に転換する）ことを当然の前提として、持分の他に金銭等の財産が交付される場合に限って、組織変更計画に金銭等の交付に係る事項を定めることを要求しているようにも読める。また、会社法の立案担当者は、吸収型の組織再編行為（吸収合併・吸収分割・株式交換）については対価柔軟化が認められているが（会社法749条１項２号・751条１項３号等）、新設型の組織再編行為（新設合併・新設分割・株式移転）については認められていないと説明しているところ[22]、組織変更については何ら言及していないことからしても、そもそも組織変更については対価柔軟化を想定していないように思われる。

これに対し、特に論拠は示されていないが、従前の株主に対し持分以外の金銭が交付される場合には、組織変更後持分会社の社員たる地位を失うと解する見解がみられる[23]。また、組織変更をする株式会社の株主の少なくとも１人は組織変更後持分会社の社員としなければならず、かつ、従前の株主以外の者を組織変更後持分会社の社員としてはならないとする指摘[24]は、従前の株主が組織変更に際して金銭等の財産の交付と引き換えに組織変更後持分会社の社員とならないことを肯定するものである。私見としても、合併等の組織再編行為については原則として株主総会の特別決議が要求されている（会社法783条１項等・309条２項11号）のに対して、組織変更については総株主の同意が要求されているのであるから（会社法776条１項）、組織変更に際して組織変更後持分会社から離脱したいと望む株主が存在するのであれば、当該株主の意思を尊重して、当該株主を含む総株主の同意があれば、金銭等の交付を受けて当該株主が持分会社の社員とならずに離脱することも認められてよいと考える。

---

(22) 相澤・前掲（注７）207頁。
(23) 遠藤・前掲（注16）10頁。
(24) 江頭憲治郎＝門口正人『会社法大系第４巻』28頁［細川充］（青林書院、2008年）、江頭憲治郎＝中村直人『論点大系会社法５』236－237頁［桑原聡子］（第一法規、2012年）。

ウ　総株主の同意

組織変更をする株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について総株主の同意を得なければならない（会社法776条１項）。総株主の同意を要する理由は、責任の態様、持分の譲渡性、業務執行権限等の点においてその地位に大きな変化を生ずるからであると説明されている[25]。総株主の同意を得る方法は規定されていないから、株主総会決議による必要はなく、全株主から個別に同意を得る方法でもよいと解されている[26]。また、総株主の同意という要件は、定款の定めによっても軽減することができない[27]。

ところで、組織変更の効力発生日の前日までに総株主の同意を要するとする規定は、合併等の他の組織再編行為におけると同様に問題であると思われる[28]。仮に総株主の同意を得る手続につき法令違反が存する場合にも、実際上、株主は有効な総株主の同意を得ていない組織変更を差止めることはできないからである。立法論としては、組織変更の差止仮処分に必要な期間（例えば総株主の同意から２週間）経過後に、組織変更の効力が発生する制度に改正すべきである。

エ　債権者異議手続

組織変更をする株式会社の債権者に対しては、合併等（会社法789条等）におけると同様の債権者異議手続を行わなければならない（会社法797条）。その理由としては、特に株式会社が合同会社に組織変更すると、計算書類の公告義務（会社法440条）がなくなる、大会社であっても会計監査人の設置義務がなくなる（会社法328条）等、会社債権者にとって不利な事態が生ずるからであると説明されている[29]。また、合名・合資会社への組織変更では、従前の株主の一部が無限責任化するとはいえ、無限責任の事実上の限界もありうることから、かかる組織変更を含めて債権者異議手続を要求したことは妥当といえよ

---

(25) 江頭・前掲（注２）896頁、遠藤・前掲（注16）10頁。
(26) 金子登志雄『商業登記全書（7)』455頁（中央経済社、2007年)、遠藤・前掲（注16）11頁。
(27) 遠藤・前掲（注16）11頁、細川・前掲（注24）35頁、桑原・前掲（注24）399頁。
(28) 吸収合併について、江頭・前掲（注２）351頁、稲葉威雄『会社法の解明』669－670頁（中央経済社、2010年)。
(29) 江頭・前掲（注２）896頁、遠藤・前掲（注16）19頁。

う。

組織変更を行う場合の債権者異議手続の開始時期と総株主の同意を得る時期との間に先後関係はないので[30]、総株主の同意を得る前に、債権者異議手続を開始することもできるが[31]（会社法775条２項参照）、債権者異議手続は組織変更の効力発生日の前日までに終了していなければならない（会社法745条６項）。

オ　組織変更の効力発生後の開示制度の不存在

合併等の組織再編行為の場合には、合併契約等の内容および法務省令事項の開示は、その備置開始日から合併等の効力発生日後６か月を経過する日まで要求されている（会社法782条１項等）のに対し、組織変更においては、効力発生日後の開示は必要とされておらず（会社法775条）、また合併等の事後開示（会社法791条・801条等）に相当する手続も課されていない。持分会社には手続の簡素性の必要から書類の備置・開示義務を課すことは適当でないこと、株式会社から持分会社への組織変更が会社債権者の利害に与える影響は小さいことなどの理由による差異のようであるが、会社法制定当初は大会社である子会社（株式会社）が合同会社へ組織変更する事例も相当数あると予想されていたことから、立法論として批判されている[32]。合併等において効力発生日から６か月を経過するまで事後の開示を要求する法の趣旨は、株主・債権者等に対し合併等の無効の訴えを提起するかどうかの判断材料を提供することにある[33]。組織変更についても、６か月の提訴期間を定められた「組織変更の無効の訴え」が法定されていることから（会社法828条１項６号）、立法論としては株式会社の持分会社への組織変更についても、組織変更計画備置開始日から効力発生日後６か月を経過するまでの間、組織変更計画の内容等の開示を要求すべきである。ただし、合併等の組織再編行為の場合には、存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項など（会社則200条４号等）を事後開示しなければならないのに対し、権利義務の承継を伴わない組織変更においては、かかる事後の開示手続は不要であろう。

---

(30) 相澤・前掲（注17）686頁。
(31) 遠藤・前掲（注16）21頁。
(32) 江頭・前掲（注２）897頁。
(33) 江頭・前掲（注２）815頁。

（２） 持分会社の株式会社への組織変更

ア　手続の概要

持分会社が株式会社へ組織変更する場合には、①組織変更をする持分会社は、法定事項を定めた組織変更計画を作成しなければならず（会社法743条・746条１項）、②効力発生日の前日までに、組織変更計画について総社員の同意を受けなければならない（会社法781条１項）。③当該持分会社は、債権者の異議手続を行わなければならない（会社法781条２項・779条）。④持分会社の株式会社への組織変更は、組織変更計画で定めた効力発生日（会社法746条１項９号）に生ずるが（会社法747条）、変更後の株式会社は、その日から２週間以内に、本店の所在地において、変更前の持分会社については解散の登記、変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない（会社法920条）。以上の手続の骨子は、筆者が会社法の制定前に提示していた規制と概ね符合するものであるが、解釈上明確にしておかなければならない点が存在するのみならず、一部には立法上の不備が存すると考えられる。

イ　組織変更計画の内容

組織変更をする持分会社は、①変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店所在地および発行可能株式総数、②前記①のほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項、③組織変更後株式会社の取締役の氏名、④組織変更後株式会社が会計参与設置会社・監査役設置会社・会計監査人設置会社である場合には選任することが必要な役員等の氏名等、⑤組織変更をする持分会社の社員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社の株式の数またはその数の算定方法、ならびに持分会社の社員に対する株式の割当てに関する事項、⑥組織変更後株式会社が組織変更に際して持分会社の社員に対してその持分に代わる金銭等を交付するときは所定の事項、ならびに持分会社の社員に対する金銭等の割当てに関する事項、⑦組織変更の効力発生日を、組織変更計画において定めなければならない（会社法746条１項）。組織変更をする持分会社は、効力発生日に、株式会社に必要な事項に係る定款の変更をしたものとみなされる（会社法747条２項）。

上記②に関連して、組織変更後株式会社の定款については、公証人による定

款の認証（会社法30条）は必要ない[34]。その理由としては、組織変更が会社の種類変更をもたらす組織再編行為であり、本質的な設立行為ではないことが挙げられている[35]。

上記③の取締役の氏名は組織変更計画の記載事項であるが、代表取締役の選定については記載事項とされていない。代表取締役は、組織変更の効力発生後に選定されるものであり、この場合には設立時代表取締役の選定に関する規定（会社法47条１項）は適用されないと説明されている[36]。

上記⑤について、組織変更をする持分会社の社員に対する株式の割当てに関する事項は、社員の出資の価額に対応する必要はなく、総社員の同意をもって自由に定めることができると解されているが[37]、株式を割り当てる際の合理的な基準を示しておくことが有益であると思われる。一応の合理的な基準としては、持分会社でなされていた出資が財産出資（金銭出資・現物出資）のみである場合には、「各社員の財産出資額」を「持分会社の財産出資額の合計額」で除した数に「組織変更に際して発行する株式数」を乗ずることによって、各社員への割当て株式数を定めることが考えられる[38]。

上記⑥に関しては、(1) 株式会社の持分会社への組織変更について検討したのと同様に、持分会社の株式会社への組織変更においても、組織変更に際して従前の社員に株式を付与することなく、持分に代わる金銭等を交付することによって、従前の社員が組織変更後株式会社から離脱することが認められるかが問題となろう。(1) の組織変更と同様に、従前の社員の離脱を肯定する見解もみられる[39]。しかし、(1) の組織変更の場合とは異なり、持分会社の株式会社への組織変更については、組織変更計画について原則として総社員の同意が要求されているものの（会社法781条２項）、定款の別段の定めがあれば要件を緩和できることから、組織変更に際して、社員の多数決をもって特定の社員が排除されるおそれがある。また、後述するように、会社法では、組織変更前の

(34) 江頭・前掲（注２）898頁・注（1）。
(35) 遠藤・前掲（注２）64頁。
(36) 相澤・前掲（注17）654頁。
(37) 金子・前掲（注26）430頁、遠藤・前掲（注２）67頁。
(38) 拙稿・前掲（注１）22頁。なお、合名・合資会社において信用・労務出資がなされていた場合について、同22－23頁。
(39) 細川・前掲（注24）31頁、桑原・前掲（注24）248頁。

合名・合資会社の債務についての社員の責任の継続に関する規定（旧商93条・115条）を欠いているので、特に合名・合資会社の社員の離脱を認めることは、当該会社の債権者保護の見地からも問題があるように思われる。そこで、持分会社の株式会社への組織変更に際しては、金銭等の交付を受けて社員が株式会社の株主とならずに離脱することは認めるべきではないと考える。したがって、この場合における金銭等の交付とは、組織変更をする持分会社の社員に対して交付される組織変更後株式会社の株式のほかに、金銭等が割り当てられることを意味するものと解する。

ウ　総社員の同意

持分会社が株式会社へ組織変更するには、効力発生日の前日までに、組織変更計画について原則として総社員の同意を受けなければならないが、定款に別段の定めがある場合にはこの限りでない（会社法781条１項）。これは、持分会社における重要事項の決定に関する通常の手続である（定款変更につき会社法637条）と説明されている[40]。したがって、会社法の下では、持分会社が株式会社へ組織変更する場合における組織変更計画の承認については、例えば総社員の過半数の同意による旨を定款に定めることも可能である。

この点、旧商法においても、合名会社・合資会社間の組織変更については、組織変更が会社の内部関係に属する事項であるから、定款の規定をもってこの要件を緩和し、社員の多数決による旨を定めることができるとする見解が有力であったが[41]、他方では、組織変更の場合だけ例外的な扱いが認められるかは疑問であるから、全員一致原則の強行性を全面的に貫くべきであるとする見解が主張されていた[42]。会社法の制定前において、筆者は、合名・合資会社から株式会社への組織変更によって従前の合名・合資会社の社員の責任が有限責任に転化するとはいえ全く異なる会社形態への変更であることなどから、例外なく総社員の同意を要求すべきであると主張していた[43]。持分会社の組織変更計画の承認に係る規定を、定款変更の承認に係る規定に形式的に揃えたことは、立法論としては疑問なしとしない。

---

(40) 江頭・前掲（注２）899頁。
(41) 大隅健一郎＝今井宏『会社法論下巻Ⅱ』６頁（有斐閣、1991年）。
(42) 西島・前掲（注５）新版注釈（1）458頁。
(43) 拙稿・前掲（注１）18－19頁。

エ　債権者異議手続

持分会社の組織変更についても、株式会社の組織変更における債権者異議手続の規定が準用されているが（会社法781条２項・779条）、持分会社の特性に応じた修正がなされている。それは、①債権者に対する情報開示事項のうち、計算書類に関する情報開示が要求されていないこと（会社法781条２項１文括弧書き）、②知れている債権者に対する各別の催告が不要とされるのは、持分会社が合同会社である場合に限られていることである（同条２項２文括弧書き）。②の点については、合名・合資会社が株式会社に組織変更する場合には、社員の責任の変更により債権者に対して大きな影響が及ぶので、官報のほか日刊新聞紙に掲載する方法または電子公告の方法をとることにより、知れている債権者への各別の催告を省略することができず、必ず各別の催告をしなければならないと説明されている[(44)]（会社法781条２項・779条２項・３項）。

ところで、会社法においては、組織変更をする持分会社の債務についての社員の責任の継続の規定を欠いている点で問題があるように思われる。持分会社を退社した社員の責任に関する規定（会社法612条、旧商93条）は置かれているが、合名会社から合資会社への組織変更により有限責任社員となった者の責任に関する旧商法上の規定（旧商115条・93条２項）は引き継がれていない。その理由は明らかではないが、持分会社における債権者異議手続で足りると考えたからであろうか。しかし、持分会社のうち、合名会社・合資会社から株式会社へ組織変更することにより、従前の合名会社等の社員の直接無限責任はすべて間接有限責任に転化するため（合資会社の有限責任社員は直接責任から間接責任に変わる）、会社債権者を害する危険が大きい。それゆえ、合名会社・合資会社から株式会社への組織変更において、従前の社員にして組織変更後株式会社の株主となった者は、本店の所在地において組織変更の登記を行う前に生じた会社の債務については、登記後２年間、従前の社員としての責任を免れないものとする立法の手当てをすべきである[(45)]。

オ　資本金規制

組織変更後株式会社の資本金の額は、組織変更の直前の持分会社の資本金の

---

(44) 江頭・前掲（注２）899頁、遠藤・前掲（注16）26－27頁。
(45) 拙稿・前掲（注１）29－31頁。

額である（会社計算34条１号）。商業登記の実務上は、合名会社または合資会社を組織変更する場合には、「資本金の額が会社法及び会社計算規則に従って計上されたことを証する書面」が要求されるが、合同会社においては、組織変更直前の資本金の額が登記事項であり、登記官に判明することから、この書面を添付する必要はないとされている。しかも法務局が例示する上記書面は、「資本金の額○○円は、会社計算規則第34条第１号の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。　平成○年○月○日　○○株式会社　代表取締役　○○　○○　印」と記載されているだけであって[46]、資本金の額に相当する資産が会社に現存することは全く担保されていない。

この点、旧有限会社法の下では、有限会社・株式会社間の組織変更について、組織変更の際の資本の総額または株式の発行価額の総額は、会社に現存する純資産額を超えることはできない旨が規定され（旧有限64条４項・67条３項）、また取締役・株主・社員の純資産額塡補責任が規定されていたことから（旧有限65条・67条４項）、持分会社の株式会社への組織変更については、旧有限会社法におけるような資本充実に関する規制がまったく欠落していることが批判されている[47]。

そこで、組織変更後株式会社の資本の額に相当する純資産額を担保するために、次のような規定を設けるべきであると考える。「①組織変更後株式会社の資本金の額は、組織変更時に組織変更前の持分会社に現に存する純資産額を上回ることができない。②前項の場合において、組織変更時における組織変更後株式会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更計画に同意した持分会社の社員は、組織変更後株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。」[48]（旧有限64条４項・65条・67条３項・４項参照）。

カ　組織変更の効力発生前および効力発生後の開示制度の不存在

持分会社の組織変更については、その効力発生後の開示制度が存在しないの

（46）法務局「合名会社の組織変更による株式会社の設立登記申請書」３頁､13頁。
（47）稲葉威雄『会社法の基本を問う』47－48頁（中央経済社、2006年）。
（48）拙稿・前掲（注１）25－28頁。さらに、「純資産額の存在については、弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士を含む）、監査法人、税理士または税理士法人の証明を受けなければならない。」とする規制を加えることも考えられるが、他の組織再編行為に関する規制に比べて厳格すぎるきらいがあるかもしれない。

みならず、持分会社には手続の簡素性の必要から書類の備置・開示義務を課すことが適当ではないとの理由から、株式会社の組織変更には要求されている事前の開示制度（会社法775条）も存在していない[49]。しかし、債権者異議手続との関連において、組織変更後の債務の履行の見込み等を示さないと、異議を述べる債権者が多く出る可能性があるから、事実上、持分会社は債権者の不安を解消するための何らかの資料を用意することが必要になること[50]、また原則として総社員の同意を得る必要があるから組織再編計画は社員には事前に提示する必要があること[51]が指摘されている。また、組織変更の無効の訴えは、持分会社の組織変更においても提起することができるから（会社法828条１項６号・２項６号参照）、無効の訴えを提起するかどうかの判断材料を提供するためにも、組織変更計画の備置開始日を規定した上、当該備置開始日から組織変更の効力発生日後６か月を経過するまでの間、組織変更計画等を開示する制度を設けるべきである（会社法782条等参照）。

（３） 組織変更の差止めと無効

会社法においては、組織変更の効力発生後に組織変更自体の効力を争う制度として、会社の組織変更の無効の訴えが法定されている。すなわち、組織変更の手続について重大な瑕疵が存する場合には、組織変更の効力が生じた日において組織変更をする会社の株主等もしくは社員等であった者または組織変更後の会社の株主等、社員等、破産管財人もしくは組織変更について承認をしなかった債権者は、組織変更の効力が生じた日から６か月以内に、組織変更の無効の訴えを提起することができる（会社法828条１項６号・２項６号）。組織変更の無効原因としては、組織変更後の定款に無効事由がある、組織変更後の資本金の額の計上等が違法である、組織変更計画につき総株主または総社員の同意がない、法定の組織変更計画等に関する書面等の不備置・不実記載、新株予約権買取請求手続の不履行、債権者異議手続の不履行などが挙げられている[52]。組織変更を無効とする判決には対世効はあるが遡及効は否定され（会社法838条・839条）、組織変更前の会社は法人格の同一性を保ちながら変更前の

(49) 江頭・前掲（注２）897頁・899頁、遠藤・前掲（注16）９頁。
(50) 江頭・前掲（注２）899頁、遠藤・前掲（注16）９頁。
(51) 長島・大野・常松法律事務所・前掲（注16）668頁。
(52) 江頭・前掲（注２）900頁。

会社に復帰することとなる。

他方、組織変更の効力発生前における株主の救済策については、「会社法制の見直しに関する要綱」（平成24年９月７日法制審議会総会決定）が、株式会社の組織再編等の差止請求制度の創設を提案している（要綱第二部第四）。当該提案によれば、組織変更の手続が法令・定款に違反する場合において、組織変更をする会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該株主は、当該会社に対し、組織変更の差止めを請求することができる。この差止請求の方法に制限はないが、実際上は、株主は組織変更の差止仮処分申立てをすることになるであろう（民保23条２項）。株式会社の持分会社への組織変更における差止事由の具体例としては、株主Ａを合名会社の無限責任社員とする旨を定める組織変更計画について、株主Ａの同意を得ていないような場合などが考えられる。なお、要綱の提案は、株式会社の組織再編等に対する株主の差止請求にしか言及していないが、おそらくは持分会社の組織再編等に対する社員の差止請求についても立法の手当てがされるものと思われる。

（４）　特例有限会社の持分会社への組織変更

特例有限会社は、会社法上の株式会社として存続するものと位置づけられているところ（会社法整備法２条１項・３条２項）、会社法整備法には、特例有限会社について組織変更に関する会社法の規定の適用を除外する規定は設けられていない（同法37条・38条対照）。したがって、特例有限会社についても、株式会社の持分会社への組織変更に関する規定が直接適用されるので、上記（１）および（３）において株式会社の持分会社への組織変更について検討したことがそのまま妥当するであろう。

２　特例有限会社の通常の株式会社への移行

（１）　手続等

特例有限会社が通常の株式会社に移行するためには、まず定款を変更して、その商号中に「株式会社」という文字を用いる商号の変更をしなければならない（会社法整備法45条１項）。商号を変更する定款変更については、株主総会の特別決議を要するが（会社法466条）、当該定款変更については公証人の認証は不要である。特例有限会社における株主総会の特別決議の要件は、旧有限会社におけると同様に、会社法309条２項の要件を「総株主の半数以上（これを

上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、当該株主の議決権の４分の３」と読み替える特則が設けられている（会社法整備法14条３項）。

次に、特例有限会社は、当該株主総会決議をしたときは、その本店の所在地においては２週間以内に、支店の所在地においては３週間以内に、当該特例有限会社については解散の登記をし、商号変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない（会社法整備法46条）。商号を変更する定款変更の効力は、当該登記をすることによって生ずると規定されているので（同法45条１項）、特例有限会社から通常の株式会社への移行は当該登記によってその効力を生ずるものである。

また、特例有限会社の通常の株式会社への移行については、通常の株式会社の組織変更の手続とは異なり、組織変更計画の作成や債権者異議手続などは要求されていない。このように簡易な手続で足りる理由は、株式会社形態の範疇に属する特例有限会社の移行手続にすぎないからであろう。

（２） 差止めと無効

商号を変更する定款変更に係る株主総会の特別決議を欠く場合や、当該特例有限会社の解散登記および商号変更後の株式会社の設立登記が無効である場合などにおいて、当該移行の効力はどのように評価されるべきか。特例有限会社の通常の株式会社への移行は、会社法上の組織変更（会社法２条26号）には当たらないので、会社の組織変更の無効の訴えに関する規定（会社法828条１項６号）を直接適用することは許されない。しかし、上記に挙げた重大な法令違反があるときは、組織変更の無効の訴えの規定を類推適用して、当該特例有限会社の株主等または商号変更後の株式会社の株主等（会社法828条２項６号）は、その無効を争うことができるものと解する。また、「会社法制の見直しに関する要綱」が提案する株式会社の組織再編等の差止請求制度が立法化されれば、特例有限会社の通常の株式会社への移行についても、かかる差止請求の規定を類推する余地はあると考える。もっとも、実際上は、特例有限会社の通常の株式会社への移行について、株主が差止請求や無効主張をするケースは殆ど生じないかもしれない。

3　持分会社間の種類変更

（1）　持分会社間の種類変更の類型

合名会社、合資会社および合同会社の持分会社間の種類変更は、以下に列挙した法定の定款変更をすることにより、これを行うことができる（会社法638条）。

ア　合名会社の定款変更

合名会社は、①有限責任社員を加入させる定款変更または②その社員の一部を有限責任社員とする定款変更をすることにより、合資会社となる（会社法638条1項1号・2号）。③合名会社は、その社員の全部を有限責任社員とする定款変更をすることにより、合同会社となる（同条項3号）。

イ　合資会社の定款変更

合資会社は、①その社員の全部を無限責任社員とする定款変更により合名会社となり、②その社員の全部を有限責任社員とする定款変更により合同会社となる（会社法638条2項）。また、③合資会社の有限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が無限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合名会社となる定款変更をしたものとみなされる一方、④合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が有限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合同会社となる定款変更をしたものとみなされる（会社法639条）。

ウ　合同会社の定款変更

合同会社は、①その社員の全部を無限責任社員とする定款変更により合名会社となることができる。また、合同会社は、②無限責任社員を加入させる定款変更またはその社員の一部を無限責任社員とする定款変更によって、合資会社となることができる（会社法638条3項）

（2）　手続等

持分会社の定款変更は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意を要する（会社法637条）。持分会社の種類を変更するときは、変更前の会社の解散登記および変更後の会社の設立登記を同時に申請しなければならない（商登104条－106条・113条・122条）。持分会社間の種類変更の効力発生についての明文規定はない。特例有限会社の商号を変更する定款変更の効力発生を登記時であるとする規定（会社法整備法45条1項）を類推すれば、持分会社間の種

類変更は、原則として法定の定款変更に伴う登記の時であると解することができよう。ただし、合名・合資会社から合同会社への種類変更を行うための定款変更は、当該定款変更をする合名・合資会社の社員が当該定款変更後の合同会社に対する出資に係る払込みまたは給付の全部または一部を履行していないときは、当該定款変更は、当該払込みまたは給付が完了した日に、その効力を生ずる（会社法640条１項）。

持分会社の株式会社への組織変更については、機関設計や社員の持分に関する規律等につき抜本的な変更が必要であるため、組織変更計画の作成や債権者異議手続などが要求されている。これに対し、同じ持分会社内での種類変更には、これらの手続は課されていない。特に合名・合資会社が合同会社となると無限責任社員が存在しなくなることから、会社法の立案段階では、その場合には債権者異議手続を要するものとすることも検討されていた。しかし、無限責任社員の存否という形式の問題よりも、資力が十分にある社員が退社することのほうが、債権者にとっての影響は大きいともいえるので、退社員に退社後２年間は責任を負わせるものとし、また種類変更後の合同会社の社員につき間接有限責任制を確保するために要求されている出資の履行のみを義務づけること（会社法640条）によって、債権者異議手続を要しないものとされている[53]。さらに、持分会社の種類変更における変更前の持分会社の債権者保護は、社員の責任を変更した場合の特則によって図られている[54]。すなわち、①有限責任社員が無限責任社員となった場合には、その者が無限責任社員となる前に生じた持分会社の債務についても、無限責任社員として弁済責任を負う（会社法583条１項）。②有限責任社員（合同会社の社員を除く。）が出資の価額を減少した場合であっても、当該有限責任社員はその旨の登記をする前に生じた持分会社の債務については、従前の責任の範囲内で弁済責任を負う（同条２項）。③無限責任社員が有限責任社員となった場合であっても、当該有限責任社員となった者は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務については、無限責任社員として当該債務を弁済する責任を負う（同条３項）。

---

(53) 相澤＝郡谷・前掲（注20）167頁。

(54) 江頭憲治郎「『会社法制の現代化に関する要綱案』の解説（８・完）」商事1729号11－12頁（2005年）、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法３』［今泉邦子］74頁（日本評論社、2009年））。

なお、合名・合資会社から合同会社への種類変更に際しては、合同会社の社員になろうとする無限責任社員の出資の目的が信用・労務の出資であった場合には、当該社員の出資の目的を金銭その他の財産に変更することが必要である[55]。

（３） 差止めと無効

持分会社の種類を変更する定款変更に係る総社員の同意を欠く場合や、種類変更前の持分会社の解散登記および変更後の持分会社の設立登記が無効である場合には、当該定款変更の効力はどのように評価されるべきか。持分会社間の種類変更は、会社法上の組織変更（会社法２条26号）には当たらないので、会社の組織変更の無効の訴えに関する規定（会社法828条１項６号）を直接適用することは許されない。しかし、上記に挙げた重大な法令違反があるときは、組織変更の無効の訴えの規定を類推適用して、種類変更前の持分会社の社員等または変更後の持分会社の社員等（会社法828条２項６号）は、その無効を争うことができるものと解すべきである。また、「会社法制の見直しに関する要綱」が提案する株式会社の組織再編等の差止請求制度が立法化されれば、持分会社間の種類変更についても、かかる差止請求の規定を類推する余地はあると考える。

第４節　むすびに代えて

組織変更という法制度は、企業経営者が設立当初に選択した会社の種類がその目的に適合しなくなったときに、従前の種類の会社を法人格の同一性を維持したまま別の種類の会社に変更することを認める制度である。会社法においては、組織変更の許容範囲が拡張されただけでなく、その手続や法規制が合理化・弾力化されたように思われる。とはいえ、変更前の会社の株主・社員や会社債権者などの会社利害関係者の保護の観点からすると、会社法の規制には不備な点が少なからず見受けられる。本稿は、組織変更に関する諸規定を解釈運用する上で不明な点を明らかにした。また立法論として、株式会社から持分会社への組織変更については、組織変更の効力発生日後６か月間は組織変更計画等

（55）相澤・前掲（注７）182頁。

の開示を要求すべきことを提示した。他方、持分会社から株式会社への組織変更については、会社債務に対する組織変更前の社員の責任継続の規定を設けるべきこと（合名・合資会社の株式会社への組織変更に限る。）、組織変更後株式会社の資本金の額に相当する純資産額の存在を担保する措置を講ずること、ならびに事前開示制度を法定すべきことなどを提言した。こうした法規制の不備を補完した上で、より適切な会社形態の再選択を可能とする組織変更制度の活用が望まれるところである。

［追記］

本稿脱稿後、2013（平成25）年11月29日に、「会社法制の見直しに関する要綱」の諸提言を立法化する「会社法の一部を改正する法律案」等が閣議決定され、第185回国会に提出された。本稿では、要綱の提言について、組織変更も差止請求の対象となることを前提に検討した。しかし、会社法改正法案では、会社法第５編の組織再編行為のうち、組織変更のみが差止請求の対象から除外されているようであり（改正法案784条の２・796条の２・805条の２）、この点は立法の不備となると考える。

◎別表　組織変更等による各種会社の設立登記件数・解散登記件数

組織変更等の類型	登記事由	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
持分会社から株式会社への組織変更	組織変更による株式会社の設立	2,308	794	636	579	524	481	568
	組織変更による合名会社の解散	60	82	66	68	45	45	45
	組織変更による合資会社の解散	420	550	378	310	239	207	212
	組織変更による合同会社の解散	1	52	101	150	173	189	253
特例有限会社の組織変更	組織変更による特例有限会社の解散	1,700	6	15	13	8	6	4
株式会社から持分会社への組織変更	組織変更による合名会社の設立	−	3	−	−	−	1	2
	組織変更による合資会社の設立	1	2	1	−	1	1	1
	組織変更による合同会社の設立	19	44	33	42	33	32	39
	組織変更による株式会社の解散	181	28	17	28	26	28	36
特例有限会社から株式会社への移行	商号変更による株式会社の設立	25,855	18,757	11,520	7,699	6,533	5,157	4,673
	商号変更による特例有限会社の解散	25,768	18,757	11,520	7,699	6,533	5,157	4,673
持分会社間の種類変更	種類変更による合名会社の設立	3	5	12	16	24	28	19
	種類変更による合資会社の設立	1	3	3	8	7	10	10
	種類変更による合同会社の設立	39	66	56	67	81	83	99
	種類変更による合名会社の解散	6	4	13	6	45	8	8
	種類変更による合資会社の解散	61	80	68	81	239	106	114
	種類変更による合同会社の解散	−	2	2	4	173	7	6

（注）　上記の表は、平成18年度から24年度における「組織変更による各種会社の設立登記件数・解散登記件数」「商号変更による株式会社の設立登記件数・特例有限会社の解散登記件数」「種類変更による持分会社の設立登記件数・解散登記件数」を整理したものである。法務省のホームページより入手できる【登記・統計】【商業・法人年報（平成18年～24年）】参照。いずれも本店所在地における登記件数のみを記載した。